

### 執筆者紹介

(執筆順、\*は編者)

\*吉村 良一 立命館大学法科大学院教授 第I部第1章・第9章

環境法を学ぶにあたっては、単に法的知識を深めるだけではなく、環境問題の現実に対する鋭敏な問題関心を培って下さい。

\*水野 武夫 弁護士（大阪弁護士会）、立命館大学法科大学院客員教授 第I部第2章・第11章

環境法は、生きている人間の幸せと将来の人類の運命を決める法律です。多くの人々、とりわけ若い世代が興味を持って学ばれることを期待します。

山下 竜一 北海道大学法学院研究科教授 第I部第3章・第6章

環境は私たちや私たちの子孫が生きていくためにかけがえのないものですが、思ったほど大切にはされていません。環境を保護するため法に何ができるかと一緒に考えて行きましょう。

中井 勝巳 福島大学行政政策学類教授 第I部第4章・第5章

どうすれば環境法の目的が達成できるのかを社会科学の幅広い視点で考え、学んで下さい。

関根 孝道 弁護士（兵庫弁護士会）、関西学院大学総合政策学部教授 第I部第7章

20世紀型の公共事業による自然破壊は今も進んでいます。開発法を合理的なものとし、自然保護法を実効化することが課題です。

\*藤原 猛爾 弁護士（大阪弁護士会）、立命館大学法科大学院教授 第I部第8章

立場にかかわらず、なま身の人間として、自分自身のこととして環境問題を考えてみよう。

神戸 秀彦

関西学院大学司法研究科教授

第I部第10章・第12章

私は、「環境法」というより「公害環境法」と表現することにしていますが、その理由を本書からくみ取って下さい。また、「環境法」は未知の分野が多く、解答が与えられていないことが多い点にも注意して下さい。

西村 隆雄

弁護士（横浜弁護士会）

第II部第1章

公害・環境法の発展には、公害被害に苦しむ被害者が自ら立ちあがつてたたかった公害裁判が大きな役割を果してきたことを、心に留めておいて下さい。

板井 優

弁護士（熊本弁護士会）、熊本大学法科大学院非常勤講師

第II部第2章

これから時代は、人が住むに値する環境を、法の目標として追求することがすべての法律家の課題であり、社会もこれを求めています。

佐藤 泉

弁護士（第一東京弁護士会）

第II部第3章

法律は、現在起きている問題の後追いになりがちです。しかし、環境法は、将来世代への影響を考慮しつつ、現代に適合しなければならないという難しい課題に答え続ける必要があります。弁護士は、市民や企業と連携し、環境法の理念を社会に浸透させる責任があると思います。

樋渡 俊一

弁護士（東京弁護士会）、専修大学法科大学院客員教授

第II部第4章

環境法は、ダイナミックに生成・発展している分野です。学んで行くと、所有権や行政行為（処分）など、民法や行政法の基本概念すら、環境法の影響で変化して行くことが予想させられます。法の発展、変化のダイナミズムを充分に味わって下さい。

村田 正人

弁護士（三重弁護士会）

第II部第5章

不法投棄のキーワードは排出事業者責任ですが、なぜ、不法投棄の監視を行政に委ねるだけでは不十分なのか、どのように地域住民やNPOを参加させるのがよいのか、わが国の国際的責任は何かの視点で考えて下さい。